

町指定ごみ袋の 取扱い場所の 一部変更について

新規取扱（6月1日～）

ふれあいの郷かあら山

ご利用ください

※高麗コミュニティセンターは
5月31日で取扱いを終了しました。

不燃粗大ごみシール 取扱い場所

ふれあいの郷かあら山
住民生活課
各支所総合窓口課
大山農村環境改善センター
大山町観光案内所

◆問い合わせ先

住民生活課 ☎0859-54-5210

<大山町指定ごみ袋取扱い場所>

中山地区

コーナンホームストック中山店、瀬川商店
角田薬店、玉知店、当別当商店、平福薬局
藤田商店、井上商店、ポプラ大山中山店
丸合中山店、ローソン大山町田中店
大山町役場中山支所総合窓口課

名和地区

Aコープ名和店、金勝商店、金田商店（御来屋）
金田商店（西坪）
コメリハードアンドグリーン名和店、権田商店
榊原書店、たみや、西山商店、角田酒造
ヘルシー名和、みくりや市、ポプラ名和富長店
ローソン西伯名和店、梶原簡易郵便局
大山町役場住民生活課

大山地区

浅田酒店、Aコープ大山店、エムマート
大山口薬局、トガマエヤ大山口店
宮原鍛冶鉄工所、ふれあいの郷かあら山
弥生の風、大山観光局
大山町役場大山支所総合窓口課
(町隣接店舗)丸合淀江店、Aコープよどえ店
Aコープ大高店
ポプラ米子大高店

はい!

消費生活相談窓口です

訪問販売や電話勧誘販売で

契約したけれど、やめたい時は

クーリング・オフをしましょう!

【相談】

3日前、電話で「羽毛布団の無料点検をしませんか」と言われ了解したところ、知らない業者が自宅に来て結局、新たな羽毛布団の契約をしてしまいました。羽毛がよくないと言われ20万円の羽毛布団の契約をしたのですが、よく考えたら高額なのでやめたくなりました。商品は受け取り、内金1万円を払いました。契約書もありますが、どうすればよいのでしょうか。

【対処法】

訪問販売で契約をした場合、契約書を受け取ってから8日以内であれば、無条件で契約をやめることができます。クーリング・オフ制度が使えます。

ハガキに書いてコピーをと

り特定記録郵便で販売店に出すと、契約はなかったことになり、払ったお金は返金され、返品の費用の負担もありません。

この制度は、訪問販売の他に電話勧誘販売、連鎖販売（20日）なども対象です。詳しくは配布されているハガキ付の「クーリング・オフ」のパンフレットをご覧ください。

第1火曜日は相談と出前講座の日です。

◆問い合わせ先

住民生活課 ☎0859-54-5210
八橋警察署 ☎0858-49-0110
鳥取県消費生活センター ☎0859-34-2648